

令和7年度H T T推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会会則

(目的)

第1条 この会則は、H T T推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会設置要綱（以下「要綱」という。）に基づき設置された令和7年度H T T推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会（以下「実行委員会」という。）の運営に必要な事項を定める。

(定足数)

第2条 実行委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

(代理出席)

第3条 委員が出席できない場合は、委任状（別記様式）により代理人を定め、会議に出席させることができる。この場合、当該代理人には、委員と同一の権限を付与するものとする。

(議決事項)

第4条 実行委員会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則、事務規程及び財務規程等の制定及び改廃に関すること
- (2) 事業計画の策定及び事業報告の承認に関すること
- (3) H T T推進に向けたイベントの企画、広報及び実施に関すること
- (4) 都内事業者と連携したH T Tの推進に向けたP R活動の実施に関すること
- (5) 都内事業者等に対するH T Tロゴ（関連ロゴマークを含む。）の使用承認に関すること
- (6) 予算の編成及び決算の承認に関すること
- (7) イベントの事業成果の総括に関すること
- (8) その他設置目的を達成するために必要な事項に関すること

2 議決事項は、出席した委員（代理出席を含む。以下同じ。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(経費)

第5条 実行委員会の運営に必要な経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(報酬及び旅費)

第6条 委員、オブザーバー及び監事への報酬及び旅費は、支給しないものとする。ただし、委員長が必要と認めた場合に限り、東京都の規定に準じて支払うことができるものとする。

(事務局)

第7条 実行委員会の事務を処理するため、東京都産業労働局産業・エネルギー政策部内にH T T推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会事務局（以下「事務局」という。）を置く。

2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、別表に掲げる職にある者をもって充てる

3 事務局長は、委員長の命を受け、実行委員会の事務を統括し、事務局員を指揮監督する。

4 事務局次長は、事務局長の命を受け、事務局の事務をつかさどり、事務局員を指揮監督する。

（企画選定委員会）

第8条 実行委員会及びH T T推進に向けたイベント等の運営を委託する業者を審議し選定するため、企画選定委員会を置く。

（残余財産）

第9条 実行委員会が解散するときに存する残余財産は、東京都に帰属する。

（守秘義務）

第10条 実行委員会の活動において知り得た情報は、その情報を委員長の許可なく、実行委員会以外の第三者に開示若しくは漏洩、または実行委員会の活動以外の目的に使用してはならない。

（補 則）

第11条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この会則は令和7年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

H T T 推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会事務局

職名	所属団体・職名
事務局長	東京都産業労働局産業政策連携促進担当部長
事務局次長	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部産業政策連携促進担当課長
事務局員	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部計画課職員

委任状

（代理人）

団体名 _____

職・氏名 _____

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1 委任日（期間）

2 委任事項

以上

年 月 日

（委任者）

団体名 _____

職・氏名 _____